



第44回 柏市新型コロナウイルス対策本部会議

令和5年2月13日(月)に、第44回柏市新型コロナウイルス対策本部会議を実施し、感染症法上の5類感染症位置付け後の対応方針等を決定しました。

(1) 感染症法上の5類感染症位置付け後の対応方針

- ・5月8日をもって柏市新型コロナウイルス対策本部を廃止する。
- ・あわせて、5月8日以降は、影響緩和期間における医療・衛生対策に必要な業務を担うため、市健康医療部内(令和5年度新設予定)に新型コロナウイルス対策連絡会議を設置する。

(2) 感染症法上の5類感染症位置付け後の医療・衛生対策

今後も医療・衛生にかかる感染症対策及びワクチンに関することについては、国の方針に準じる。

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市危機管理部危機管理政策課

電話 04-7170-2248/FAX 04-7163-2188